



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

## 協会だより

〒320-0043

宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3F

TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017

<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

## 第54回理事会（書面決議）を開催

新型コロナウイルスの急激な感染拡大を受けて、1月14日に栃木県内にも緊急事態宣言が発令されました。このような状況を鑑み、1月22日開催の第54回理事会は定款第42条の規程に基づき、理事全員から書面により同意の意思表示があり、監事全員から書面により異議がない旨の意見を受けたため、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされ、書面決議となりました。

なお、議題及び報告事項は次のとおりです。

## 【決議・協議事項】

## 1. 令和3年度各種表彰の推薦

来年度に予定している各種表彰の推薦候補者が決定しました。なお、当協会長表彰の優良従事者等表彰につきましては、会員から候補者の推薦書を提出していただき、3月の理事会で協議します。

## 【報告事項】

## 1. 新型コロナウイルスによる廃棄物処理業界への影響に関するアンケート調査結果

当協会と栃木県環境森林部廃棄物対策課で実施した「新型コロナウイルスによる廃棄物処理業界への影響に関するアンケート調査」のアンケート調査結果について報告。

## 2. 会員の異動

入会及び退会があったため、1月12日(火)現在の正会員は196社、賛助会員は24社、合計220社であることを報告。

## 3. 今後の日程

主な今後の行事予定について報告。

## 4. 当協会青年部 活動報告

活動内容及び今後の予定等について報告。

## 令和3年度 許可申請等に関する講習会の開催日程の公表日等について

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可申請等に関する講習会の開催日程の公表日等は、次のとおりになりました。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度も事前にパソコンで「講義ビデオ」を視聴し、会場で「試験」を受ける2段階式による「暫定講習会」を行うこととなりました。

## 1. 開催日程公表日 令和3年3月23日(火) 9:00

○来年度は試験開始時期が5月末であるため、4月～5月の日程の先行公表は行いません。

## 2. 受付開始日時 令和3年4月1日(木) 9:00

○申込方法は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページからWeb申込のみです。

【実施機関】公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

<https://www.jwnet.or.jp> TEL 03-5275-7115

新型コロナウイルスによる廃棄物処理業界への影響に係るアンケート調査

当協会と栃木県環境森林部廃棄物対策課では、新型コロナウイルス感染症により廃棄物処理業界がどのような影響を受けているか、また、何に困っているのか把握するため、栃木県内の産業廃棄物処理業者へアンケート調査を実施いたしました。結果の概要は、次のとおりです。御協力いただきありがとうございます。回答195社/発送1,668社（回収率11.7%）

1. 許可の取得状況について（複数回答あり）

産業廃棄物処理業				一般廃棄物処理業		
収集		中間		最終	収集	処分
産 廃	特 管	産 廃	特 管			
165 社	24 社	54 社	5 社	2 社	58 社	11 社

2. 廃棄物処分量への影響について（複数回答あり）

増 加	一廃	35 社 (18.0%)	内訳：事業系 16 社、家庭系 19 社
	産廃	20 社 (10.3%)	
	要因	外出自粛により家庭ごみの増加	
減 少	一廃	24 社 (12.3%)	内訳：事業系 22 社、家庭系 2 社
	産廃	47 社 (24.1%)	
	要因	製造品減少、公共工事停止、飲食業休業	
変化なし		110 社 (56.4%)	
回答なし		14 社 (7.2%)	

3. 社内の感染症対策として、廃棄物処分量への影響について（複数回答あり）

- ・社会的距離の確保 1 2 7 社
- ・従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底 1 9 2 社
- ・施設の衛生管理・喚起の徹底 1 4 9 社
- ・その他：検温（社員、来訪者）、クリアボードの設置、外出や来訪者の制限

4. 新型コロナウイルスにより業務を継続するうえで困っていること

- ・熱中症やインフルエンザとコロナ対策の両立が難しい 2 0 社
- ・コロナ対策 8 社
- ・取引先や新規顧客への営業ができない 1 7 社
- ・収入が減少 1 8 社
- ・自社でコロナ感染者が出た場合の対策と風評被害による評判等の悪化 1 7 社
- ・家庭ごみの分別、出し方による感染のリスク 4 社
- ・排出事業者等からの自社への見学（視察、施設確認）の中止・延期 2 社

5. その他

- ・経済等の先行きが不安 1 1 社
- ・許可講習会、研修会（感染防止のため参加できない、Web講習は受講しにくい） 6 社

## 《会社訪問》

今月号から始まる新しいコーナーです。

今回は、当協会菊池会長の(株)八幡と山口副会長の(株)近代環境整備社を訪問しました。

### 1 会社概要

株式会社八幡 代表取締役 菊池 清二

住所：栃木県宇都宮市平出工業団地 45-2 電話 028-661-0711 FAX 028-661-0399

創業：昭和21年、従業員44名

### 2 許可の取得状況

#### 《産業廃棄物処理業》

○栃木県許可番号 0900024673 (収集・運搬)

・燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

○宇都宮市許可番号 8420024673 (中間処理/破碎、圧縮梱包、選別)

・破碎；木くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、  
・圧縮梱包；廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
・選別；建設混合廃棄物

#### 《一般廃棄物処分業》

○宇都宮市許可番号 第197 (処分)

#### 《生コンクリート》

○大臣認定高強度コンクリート MCON-3565、J I S 表示製品認証 認証番号 TC0307422

#### 《主な認定・認証取得》

・優良産廃処理業者認定 栃木県・宇都宮市取得  
・ISO14001 環境マネジメントシステム認証取得

### 3 施設概要：破碎、圧縮梱包、選別



○株式会社八幡に持ち込まれた産業廃棄物は中間処理された後に、可燃残さについてはグループ会社であるセルクリーンセンターにて焼却されます。焼却残さの一部は生コンの原料であるセメントの原料となり、弊社で製造される生コンが土木・建築現場で使用されます。また、選別されたがれき類は当グループ企業の菊地組で再生骨材に生まれ変わり、土木・建築現場で再利用されます。木くずは製紙会社や電力会社に供給され、サーマルリサイクルされております。

### 4 会社から一言

弊社では建設関連事業及び産業廃棄物中間処理業を通じて地域に根ざした企業活動を行いながら地球環境の保全に積極的に取り組み、弊社並びにグループ会社だけで留まらず、様々な企業様と共に大きなシナジーを創出し、豊かな自然と住みやすい社会の創造に努めております。

環境維持や清掃事業及び環境景観事業等に力を注ぎながら、地域の環境イベントやボランティア活動にも積極的に参加推進して、少しでも地域に貢献できる企業を目指して、尚一層の努力をして行く所存です。

## 1 会社概要

株式会社近代環境整備社 代表取締役 早川 勇

住所：栃木県日光市大室362 電話 0288-26-3962 FAX 0288-26-3995

創業：昭和52年、従業員74名

## 2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○栃木県許可番号 00900023733 (収集・運搬)

- ・燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉦さい、がれき類

《一般廃棄物処理業》

○事業系・家庭系一般廃棄物、浄化槽汚泥

○日光市許可番号：日光市指令 環第145号 (収集・運搬)

《主な認定・認証取得》

- ・優良産廃処理業者認定 栃木県取得
- ・エコアクション21 認証取得

## 3 施設概要

昭和52年に、廃棄物の収集・運搬を主業として発足。

日光市を中心とした産業廃棄物・一般廃棄物の収集のほか、浄化槽や下水道などの管理・清掃業務、企業や一般家庭の清掃や設備保守管理等、暮らしを支える多様な事業を展開されております。

自然豊かな環境にある事業所内は「会社の原点は掃除にあり」のごとく、整理整頓、清掃が行き届いており環境整備の思いが伝わってきます。



## 4 会社からひと言

「環境」という大きなテーマに向き合いながら、少しでも地域に貢献できる企業を目指し、多面的な努力を続け、多面体企業を目指します。

### 【多面体企業】

環境を破壊し、資源を消費しながら、快適な社会を作り成長した経済……。

今、大きなテーマに直面しております。

限りある資源、増え続ける廃棄物、自然環境の見通し。

私たち近代環境整備社は最先端の技術とノウハウで、多面体努力を続けています。

○このコーナーは、理事から会員皆様にバトンタッチしてゆきたいと思えます。

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回は経営陣が特に気になさる「欠格要件」に関することについて取り上げました。  
では、早速前回の宿題から。

宿題Q、次のうち、産業廃棄物処理業の新規許可申請時において処理業者である法人の取締役が欠格事項に該当し、不許可となるものはどれか。

- (1) 道路交通法違反で罰金刑を受けてから2年経過した場合。
- (2) 廃棄物処理法違反で不起訴処分を受けてから1年経過した場合。
- (3) 浄化槽法違反で起訴猶予処分を受けてから3年経過した場合。
- (4) 傷害罪で罰金刑を受けてから3年経過した場合。
- (5) 公職選挙法違反で罰金刑を受けてから1年経過した場合。

### 【解説】

刑法について、罰金以上の刑に処せられて5年を経過しない者が役員となっていることが判明して不許可となる事例がある。法第7条第5項第4号ロの規定により、すべての法律について禁錮以上の刑に処せられて5年を経過しない者についてと、同号ハの規定によりの生活環境の保全を目的とする政令に規定される10の法律と「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」と廃棄物処理法に規定される刑法の6条の罪(傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、凶器準備集合及び結集罪、脅迫罪、背任罪)と「暴力行為等処罰に関する法律」において罰金以上の刑に処せられて5年を経過しない者については欠格事項に該当する。なお、不許可処分は許可取消処分とは異なり、不許可処分により法人が欠格要件に該当するわけではないので、欠格該当の役員を退任させて、再度許可申請することにより、法第14条第5項第2号イ又はニに定める法第7条第5項第4号トの「おそれ条項」など他の許可基準に不適合にならない限り、許可されることはある。

正解(4)

どうでしたか？皆さん、正解なさいましたか？もっとも、この機関誌、特にこのBUNさんコラムの愛読者にとっては欠格要件なんて無縁のこととは思いますが。

ただ、解説にも書いていますが、全国にはまったくもって間抜けな事例もありまして・・・社長さんが、どこかで知り合って意気投合した人物を自分の会社の役員にした。変更届も提出した。数年が経ち5年間の許可期限が到来するので更新許可申請を行った。行政は当然、審査するんですね。その審査の過程で、その人物が欠格者であることが判明した。なんと、その人物はこの社長さんと知り合う前に、暴力行為で執行猶予付きではありますが懲役刑に処せられていたようなんです。欠格者である役員がいる会社は許可取り消されますよね。

この会社の違反じゃないにもかかわらず、わざわざ欠格者を役員にしたがために、許可取消になってしまったという事案。新たな人物を役員にするときは、くれぐれも身体検査は厳重にっていう他山の石です。

さて、このところ処理業さんにかかわる話だけでしたので、次は排出事業者にかかわる問題にしましょう。  
排出事業者と言えば、なんといっても委託契約でしょうか。

Q、産業廃棄物の処理委託に関する記述として、正しいものはどれか。

- (1) 産業廃棄物の処理には許可制度はないので無許可の者に委託してもよい。
- (2) 産業廃棄物の処理には許可制度はないので一般廃棄物の許可業者に委託することになる。
- (3) 産業廃棄物の処理を委託する場合には産業廃棄物処理業の許可業者に委託しなければならない。
- (4) 他者の産業廃棄物を無許可で処理した場合は罰則の規定があるが、産業廃棄物を無許可の者に委託しても罰則は規定されていない。
- (5) 産業廃棄物処分業の許可業者には、その業者に処分を委託するのであれば収集運搬業の許可がなくても収集運搬も委託できる。

【解説】

排出事業者が産業廃棄物を自ら処理できない場合、その産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託することができる。その場合、産業廃棄物処理業の許可を有する者（その他環境省令で定める者）に委託しなければならない。

なお、無許可の業者に産業廃棄物処理を委託した者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処される。したがって(3)正しい。

正解(3)

どうでしたか？さすがにこのコラム愛読者でこの問題を間違った方はいないでしょう。

でも、解説にある「無許可の業者に産業廃棄物処理を委託した者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処される。」はご存じでしたか。「無許可業者が罰せられることはあっても、排出事業者も罪になるのか。」改めて知ったって方もいらしたのでは。これは、まさに「排出事業者責任」なんですよ。ね。「無許可悪いよ。でもね。あなたがそいつに頼まなかったら無許可にはならなかったんですよ。頼んだあなたも同罪だよ。ね。」ってことなんですよ。

「廃棄物処理法の勉強」というと、なんでも、かんでも、委託契約書とマニフェストって方がいらっしやいますが、ちょっと待ってください。無許可業者と委託契約書締結して意味ありますか？無許可業者にマニフェスト交付して意味ありますか？まずは、なんと言っても、相手はちゃんと許可を持っているかでしょ。ですよ。ね。

じゃ、今回の宿題は続けて委託契約関連で。



宿題Q

産業廃棄物の委託基準に関する記述として、誤っているものはどれか。

- (1) 委託しようとする産業廃棄物が事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。
- (2) 委託契約書には委託しようとする産業廃棄物が事業の範囲に含まれることを証する書類を添付しなければならない。
- (3) 委託契約は書面で行わなければならない。
- (4) 運搬を委託する場合は、委託契約書に運搬の最終目的地を記載しなければならない。
- (5) 最終処分を委託する場合のみ、委託契約書に施設の処理能力を記載しなければならない。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



## 佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column  
—— コラム ——

### ○廃棄物の所有権

廃棄物の所有者は誰か。廃棄物が売却された場合、排出者は所有権の侵害を主張できるのか。こんな質問を受けることがあります。

所有権は財産権です。所有者は、所有物を利用、収益及び処分する権利があります(民法第206条)。一方、廃棄物は不要物であり、所有者が利用、収益、売買等の処分をしないものです。したがって、所有者は、所有物を廃棄する場合には、不要物として所有権を放棄していると考えられます。もちろん、所有者が紛失したり、落としたものは、遺失物であり、所有者の所有権は失われていません。しかし、所有者が不法投棄をしたり、廃棄物処理業者に引渡した場合には、所有権は失われています。廃棄物処理業者が選別やリサイクルをすることにより財産価値が発生した場合には、その時点で「原始的」に廃棄物処理業者が所有者になります。この「所有権の原始取得」という概念は、私が法律を勉強し始めた時に、なるほど、と思った概念です。人類は、最初は野生の動植物を採取して、生計を立てていました。野生の動植物は、誰の所有物でもありませんが、最初に採取した人が「原始的」に所有権を取得します。廃棄物も、捨てられた時点で、誰の所有物でもなくなり、その後リサイクルによって新たな所有権が発生する。それは、とてもワイルドで、同時に創造的な行為だと思います。しかし、横流し、という言葉になると、知的所有権の侵害、業務上横領などの犯罪的な要素が発生します。また、廃棄物処理法では、マニフェストの虚偽記載に該当する可能性もあります。排出者は、捨てた以上、第三者がこれを有効活用することに文句は言えないのですが、不当な横流しを避けるために、優良業者への委託、焼却・破碎等の処理の徹底を求めることが重要です。また処理業者も、横流しというクレームを受けないように、リサイクル基準を明確化することが必要だと思います。

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年2月1日掲載)

### ○建設廃棄物：廃棄物処理法第21条の3第4項活用のすすめ

建設廃棄物の排出事業者責任について、平成22年法改正により第21条の3が新設されました。この第4項の適用範囲はどう考えるべきでしょうか。

第21条の3第1項は、元請業者が排出事業者となると定めています。一方同条第4項は、下請人が運搬又は処分を他人に委託する場合には、第1項の規定にかかわらず下請人を排出事業者とみなし、当該廃棄物を下請人の廃棄物とみなす、というみなし規定を定めています。一見すると、この両規定は矛盾するようになります。施行通知(平成23年2月4日付環廃対発第110204004号)では、元請業者が破産する等の例外的な事例に適正処理を確保するための条文であり、下請人が処理を委託することを推奨する趣旨ではないと記載されています。確かに、元請業者が安易に下請人に処理責任を負担させることは問題があります。しかし、元請業者が建設業の許可を持たない、工事現場に立ち会わない、数次の下請けにより下請人が元請業者に直接連絡できない、というような場合には、下請人が適正に処理を委託することは適切です。したがって、特にリフォームなどの小規模工事では、例外的に下請人がきちんと処理委託をするということを徹底することが現実的な運用だと思います。

施行通知の8頁が該当部分です。<https://www.env.go.jp/hourei/add/k030.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年1月12日掲載)

こんな時、どうするの？ マニフェストのE、D票を紛失してしまった



今月号は、協会にあった相談事例を紹介します。

(内容)

建設会社から再利用できないがれき類を最終処分場に収集運搬した業者だが、最終処分業者から預かったD、E票を紛失してしまった。マニフェストを切りなおしたほうが良いか、どう対応したらよいか教えてほしい。

(回答)

マニフェストは、排出事業者が委託した廃棄物がどのように処理されているか、処理されたかを知る方法の一つです。したがって、排出事業者に最終処分場で処理が完了したことを知らせれば足りるわけですが、どう知らせるかいくつか方法があると思われます。

まず口頭で、D、E票を紛失したことを排出事業者の説明し、処理完了年月日を知らせることが考えられます。しかし、口頭で済ませてしまうと、D、E票に代わるものがなく、排出事業者も不安に感じる場所があるかもしれません。現実的には、貴社に届いているC2票の写しを2部用意し、余白にD、E票と明記し、加えて、貴社で、「当社内において、D票を紛失してしまいましたので、本C2票の写しをD票とさせていただきます。」と記載し、会社名を記載、押印し、D票としてはいかがでしょうか。E票についても、同様にしてはいかがでしょうか。

また、そもそも、D、E票は、処分業者が送付するものなので、紛失してしまったことを処分業者に説明し、処分業者が、C1票の写しの余白に、「収集運搬業者から、D、E票を紛失してしまつたと申し出があり、本書をD、E票とします。」と明記し、会社名を記載、押印して、D、E票にかえるということも考えられます。本来の形からすると、処分業者に発行していただいたほうが良いかもしれません。

いずれにいたしましても、排出事業者、処分業者と話し合っ、両社が納得する形が良いと思います。マニフェストを切りなおすことは、事実を曲げることになるので、あまりお勧めはできません。

### 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等の際に、支援、助言を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。



【行政情報】栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局からのお知らせ

## 警戒度レベル「特定警戒」における対応

### ①区域 栃木県全域

②期間 令和3(2021)年2月8日(月)～2月21日(日) ※終期は予定。状況を見て判断。

### ③実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

#### ●県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項)

- ・ 日中も含めた不要不急の外出自粛を要請  
特に、緊急事態宣言の対象区域への往来、夜間(21時以降)の外出に注意
- ・ マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請(「会話する=マスクする」運動を展開)
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」での注意を要請  
特に、大人数の会食は控えるよう注意
- ・ 体調が悪い場合は、仕事は休むよう要請
- ・ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請
- ・ 外出時は、感染のリスクを避ける行動をとるよう要請
- ・ ハイリスク者(高齢者、基礎疾患を有する方)は上記取組を特に徹底するよう要請

#### ●事業者に対する協力要請

- ・ 飲食店に対して営業時間の短縮を要請(特措法第24条第9項)

【地域】県内全域 【期間】2月8日(月)～2月21日(日)

【内容】営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時～20時まで

【対象施設】

施設の種類	施設
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

- ・ 下記施設に対して21時まで(ただし酒類の提供は11時から20時まで)の営業時間短縮協力の働きかけを実施

遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。)、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗(1000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗(1000㎡超。生活必需サービスを除く。)

- ・ 下記施設に対して人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下とすることへの協力の働きかけを実施

劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館

- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する=マスクする」運動への参加等、感染拡大防止のための適切な取組を要請(特措法第24条第9項)

- ・「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施を要請（特措法第24条第9項）
- ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を推進
- ・オンラインビジネスの推奨
- ・事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務の抑制

※学校においては、引き続き感染防止対策を徹底した上で、通常登校とする。

●催物（イベント等）の開催に関する協力依頼（特措法第24条第9項）

次の要件に沿った開催を要請

【人数上限等】

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人の距離を十分に確保できること（できるだけ2m）
- ・祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、次のとおりとする。

全国的・広域的な人の移動がある又は参加者の把握ができない	全国的・広域的な人の移動がないかつ参加者がおおよそ把握できる
十分な人と人との間隔(1m)を設けることとする ※当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する	・人数制限なし ・適切な感染防止対策を講じること

【留意事項】

- ・催物開催に当たっては、別紙に留意すること。
- ・業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。

●栃木県医療危機警報による注意喚起の実施

**新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金【第3弾】**

【対象期間】 2月8日（月）21時から2月21日（日）24時までの全14日間  
 【対象地域】 県全域  
 【対象期間】 以下の要件を全て満たす店舗

- ・飲食店（カラオケ店を含む）
- ・対象期間の全ての営業時間を5時から21時までに短縮した店舗（ただし、酒類の提供は11時から20時まで）
- ・「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の取組宣言書等及び飲食店のチェックシートを提示している店舗
- ・会話する＝マスクする（カイワスルハマスクスル）運動に賛同し、店内にチラシを提示している店舗

【支給額】 1店舗あたり 56万円  
 【申請方法】 インターネット又は郵送  
 【受付期間】 2月22日（月）～3月19日（金）（消印有効）

【行政情報】栃木県経営管理部行政改革ICT推進課からのお知らせ

# マイナンバーカード取得促進の取組(取得率100%を目指して)

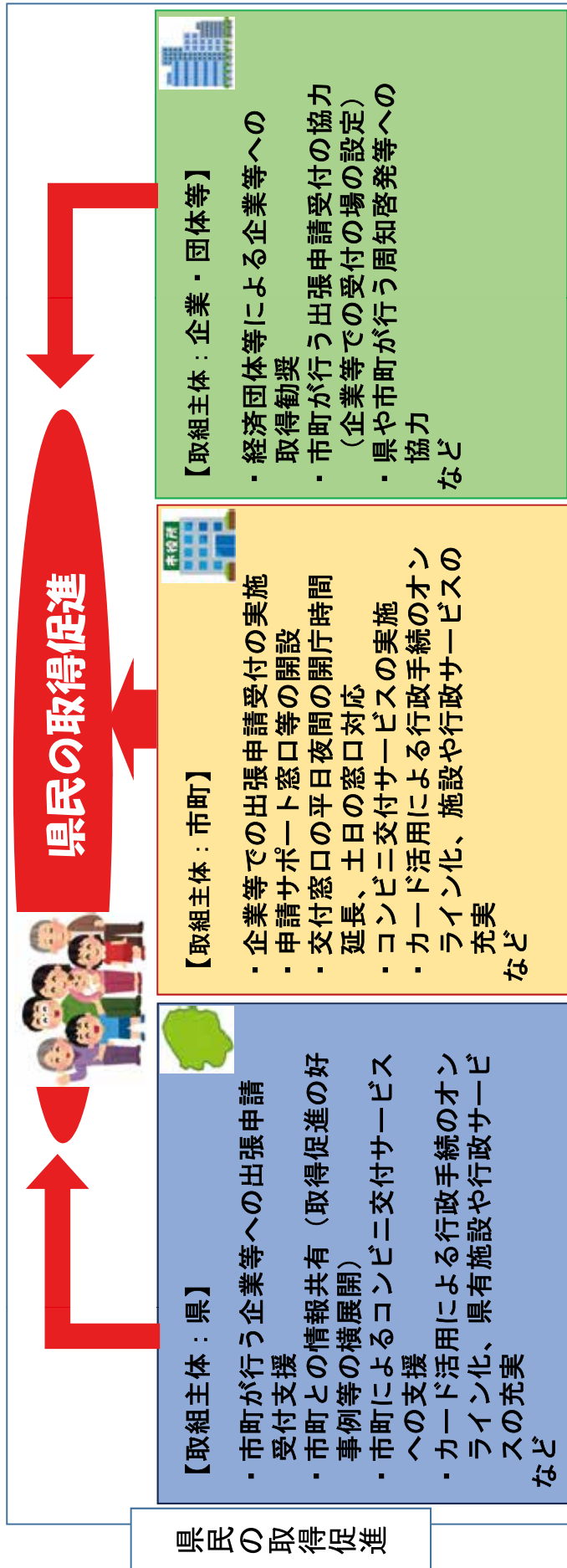
参考

令和3(2021)年1月 経営管理部 行政改革ICT推進課  
総合政策部 デジタル戦略室、市町村課

## 【取組趣旨】

デジタル・トランスフォーメーション(DX)による社会全体のデジタル化を進めるため、その基盤となるマイナンバーカードをすべての県民が取得することを旨とする。

➤ 目標時期：(県民) 令和3(2021)年12月 (県職員) 令和3(2021)年3月



## マイナンバーカードの主なメリット

- 公的な身分証明書として利用可能
- コンビニで公的証明書（住民票の写し・課税証明書等）が取得可能
- 健康保険証として利用可能（2021年3月～）
- オンラインで行政手続（子育て関係、e-Tax等）が可能
- マイナポイント（5,000円）の付与  
※R3（2021）年3月までにカード申請した者に限りR3（2021）年9月まで
- 民間サービスでの使用  
※住宅ローン契約や証券口座開設等
- 運転免許証と一体化（R7（2025）年度予定）



マイナンバーカード



## 職員の取得促進

### 職員の取得促進

#### 【取組主体：職員】

- ・所属長によるマイナンバーカード未取得者職員への周知及び取得の呼びかけ
- ・所属長からの呼びかけを受けた職員のマイナンバーカード交付申請（QRコード付き申請書※によるオンライン申請）  
※未取得者宛てに地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から送付（R2.12～R3.3）など

#### 【取組主体：行政改革ICT推進課】

- ・マイナンバーカード未取得者職員への周知及び取得の呼びかけ
- ・オンライン申請手続の周知
- ・カード取得情報の定期的把握と庁内情報共有
- ・県職員の利便性向上につながる取組（検討中）など



# マイナンバーカード交付申請のご案内

## 「個人番号カード交付申請書」をお届けします！

- マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方に、マイナンバーカードの申請に必要なQRコード付き交付申請書をお送りします。
- マイナンバーカードは、マイナンバーの提示と本人であることを確認が1枚でできる唯一のカードです。また、オンラインで子育てをはじめとする行政手続ができたり、コンビニで住民票の写しなどを取得できたりします。今後は健康保険証としても利用できるようになるなど、利活用シーンが拡大する予定です。
- この機会にぜひ、マイナンバーカードの申請をお願いします。

デジタル社会のパスポート  
マイナンバーカード

あらゆる手続をこの1枚で  
暮らしをペシリに、  
行政をスマートに。

交付手数料は  
無料！

### マイナンバーカードでできること

#### マイナンバーを証明する書類になる！

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。

#### 健康保険証として使える！

2021年3月(予定)から健康保険証として利用できるようになります。

#### スマホ・パソコンで行政手続ができる！

市区町村の窓口に行かなくても、子育てをはじめとする行政手続がオンラインでできます。

#### 各種証明書をコンビニで取得できる！

全国のコンビニで、住民票の写しや印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。

#### 民間のオンラインサービスで使える！

インターネットバンキングなど民間企業での利用が広がっています。

### マイナンバーカードの詳細はこちら

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.ko.jinbango-card.go.jp>



お問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル  
**0120-95-0178**

平日 9時30分～20時00分 (年末年始を除く)  
土日祝 9時30分～17時30分  
マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合 050-3818-1250  
■This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese. 0120-0178-27

### 総務省・地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)

Japan Agency for Local Authority Information Systems

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)は、都道府県・市区町村が共同して運営する組織です。このご案内は、J-LISが全国の市区町内長から委任を受けてお送りしています。

### 同封物について

次の4点が封筒に封入されています。  
マイナンバーカードの申請方法は、本書2ページをご覧ください。

本書  
宛名台紙  
交付申請書  
返信用封筒

※郵便で申請する場合の必使用

申請に必要な情報が記載されています！  
※郵便で申請する場合は必要事項を記入して返信

※最近、マイナンバーカードを申請・取得された場合、このご案内が行き違いで届くことがあります。改めてマイナンバーカードの申請をする必要はありません。  
※マイナンバー(個人番号)を通知する通知カードまたは個人番号通知書に同封されている交付申請書等も引き続き使用できます。

# マイナンバーカードの申請方法

以下のいずれかの方法で申請してください。

## スマートフォンで申請

必要なもの



オンライン申請用 QRコード

## 申請方法

- ① スマホで顔写真を撮影
- ② スマホで交付申請書の **オンライン申請用QRコード** を読み取る
- ③ 表示された申請用WEBサイトでメールアドレス等を登録
- ④ メールアドレスに申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

## パソコンで申請

必要なもの



申請書ID (23桁)

## 申請方法

- ① 6か月以内に撮影した顔写真をスマートフォンで撮影
- ② 申請用WEBサイトで **申請書ID(23桁)** を入力し、メールアドレス等を登録
- ③ メールアドレスに申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

## 証明用写真機で申請

必要なもの



オンライン申請用 QRコード

## 申請方法

- ① タッチパネルから個人番号カード申請を選択
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書の **オンライン申請用QRコード** をリーダーにかざす
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

## 郵便で申請

必要なもの



返信用封筒

## 申請方法

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼付
- ② 返信用封筒に入れて郵送し、申請完了

カードの上上がり早い  
オンラインでの申請がおすすめです！

## 顔写真のチェックポイント

いいね！

サイズ  
(縦 4.5cm×横 3.5cm)

- ・ 最近6か月以内に撮影
- ・ 正面、無帽、無背景のもの
- ・ 背景に影のあるもの
- ・ ピンボケや手振れにより不鮮明なもの
- ・ 帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの

こういのはやめてね！

- ・ 顔が横向きのもの
- ・ 無背景でないもの
- ・ 正常時の顔と著しく異なるもの
- ・ 背景に影のあるもの
- ・ ピンボケや手振れにより不鮮明なもの
- ・ 帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの

# マイナンバーカードの受け取り手順

## 1 はがきが届く

マイナンバーカードの申請後、交付場所などをお知らせする交付通知書(はがき)が概ね1か月ほど申請者のご自宅に届きます。

※マイナンバーカードの申請が一定期間内に集中したり、市区町村の窓口が混雑したりしている場合には、これ以上のお時間をいただくことがあります。

## 2 交付場所へ行く

交付通知書(はがき)の記載内容をご確認の上、必要な書類をお持ちになり、期限までに、交付場所にご本人がお越しください。

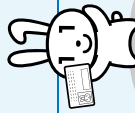
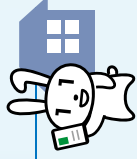
※15歳未満の者または成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、地域の状況に依り交付期間が設定される場合があります。

## 3 暗証番号を設定し受け取る

交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただくと、マイナンバーカードが受け取れます。

※暗証番号は「6～16桁の英数字(英字と数字の組合せ)」と「4桁の数字」の少なくとも2つが必要です。交付窓口にお越しになる前に、あらかじめ考えておいていただくこととスムーズです。



暗証番号を  
忘れないようにね！

# マイナンバーカードとは？

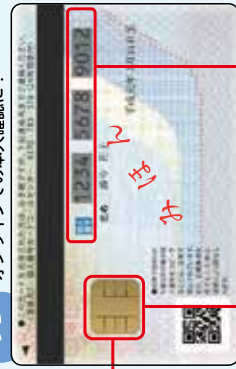
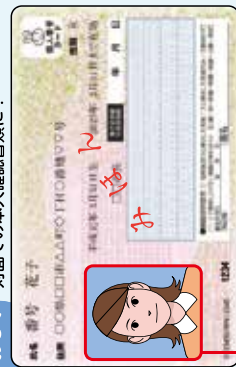
対面(おもて面)でもオンライン(うら面)でも使える公的な本人確認書類です。マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。

おもて

顔写真付き！  
対面での本人確認書類に！

うら

にチップ付き！  
オンラインでの本人確認に！



なりすましはできません。

顔写真入りのため、  
対面での悪用は困難です。

プライバシー性の高い  
個人情報が入っています。

電子証明書を使うため、  
オンラインでの利用には  
マイナンバーは  
使われません。

マイナンバーを  
見られても悪用は困難です。

※マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード発行の日から20歳以上の場合は10回目の誕生日、20歳未満の場合は5回目の誕生日までです。(外国人住民の方(特別永住者、永住者及び高度専門職第2号を除く)のマイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日等までです。)

※電子証明書の有効期限は、電子証明書発行の日から5回目までの誕生日までです。

【行政情報】宇都宮市からのお知らせ

# 宇都宮市新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

市内・県内の状況は改善されてきていますが、現段階で緊張感を緩めることは再度の感染拡大を招くおそれがあることなどから、本市独自の宣言について令和3年2月21日まで延長します。引き続き「うつらない うつさない」取組にご協力ください。



令和3年2月4日  
宇都宮市  
新型コロナウイルス  
感染症危機対策本部

## 市民の皆様へのお願い

- ▶ 日中も含め、不要不急の外出を避けること  
特に、国の緊急事態宣言区域への往来、21時以降の外出に注意！
- ▶ マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策を徹底すること
- ▶ 感染リスクが高い「5つの場面」に注意すること(特に大人数の会食を控えること)
- ▶ 体調が悪い場合は、仕事は休むこと
- ▶ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けること
- ▶ 外出時は、感染のリスクを避ける行動をとること
- ▶ 高齢者、基礎疾患を有する方は上記取組を特に徹底すること

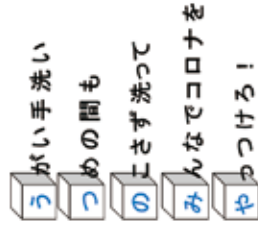
## 事業者の皆様へのお願い

- ▶ 飲食店の営業時間の短縮(5時から21時までの営業) ※アルコールの提供は11時から20時まで
- ▶ 業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」の徹底、栃木県「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施
- ▶ 出勤者数の削減を旨としたテレワークやローテーション勤務、オンラインビジネスのより一層の推進
- ▶ 事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務の抑制

栃木県から県民の皆様・事業者の皆様への要請  
【要請期間】令和3年2月8日から2月21日まで



カイクスルハハマスクスル  
栃木県 会話する＝マスクする 運動



栃木県立美術館からのお知らせ



田崎草堂《四季山水図》制作年不詳 絹本着色



世の中の流行を追わず  
南画の本流を守れ！  
——田崎草堂



高 陸古《春景秋景二屏風》江戸時代(19世紀) 紙本金地着色・六曲一双 栃木県立博物館

2021年1月16日(土)ー3月21日(日)

開館時間：午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで) 休館日：月曜日



見玉果亭《雪中山水図》1899(明治32)年 絹本墨画 佐野中立法澤記念美術館



高久藤庄《夏山》1842(天保13)年 紙本墨画 栃木県立博物館



高 陸古《沈香亭之図》1855(安政2)年 絹本着色 生稲亭

栃木における  
南画の潮流  
——文晁から魯牛まで

栃木県立美術館 Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

主催＝栃木県立美術館 後援＝朝日新聞宇都宮総局、NHK宇都宮放送局、エフエム栃木、電経新聞社宇都宮支局、下野新聞社、東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、栃木放送、日本経済新聞社宇都宮支局、毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

観覧料：一般 900(800)円、大高生 600(500)円、中学生以下無料 \* ( )内は20名以上の団体料金





日本の絵画は古来中国や朝鮮からの影響を受けながら歴史を刻んできました。「唐絵」や「漢画」という呼称はまさに中国風の絵ということでした。一方、平安時代に国風文化が盛んになると、文学に呼応した新しい絵画テーマを王朝風の豊かな色彩によって表現する「大和絵」が生まれます。このように日本絵画に大きな二つの流れがでると、渡来人ではない日本の絵師たちが活躍するようになります。その後、鎌倉時代に武家政権となり中国から禅宗が移入されると、禅寺には修行の指標となる祖師たちを描く「南無阿彌陀佛」や、やがて絵師となつて専門的な仕事をこなすようになる「土佐派」や、京都五山の相国寺を中心とした室町將軍家の文化サロンでは、簡潔にありながら御用絵師をつとめる如麟や周文、宗湛といった水墨画の担い手が生まれます。彼らの描く絵は、中国南宋時代の画院を中心とする水墨画を範としていたため「漢画」とも呼称されました。その流れを汲む雪舟は日本一有名な水墨画家として知られています。さらには狩野正信・元信が出て「狩野派」を誕生させました。「狩野派」は、安定した絵画を提供するために流派の画体を確立し、発注者の望みに応える「筆様制作」もこなしました。そして將軍や有力寺院、大名や商人、さらには市井にまで支持者を増やし、幕末までその血縁を中心とした巨大画壇を維持したのです。一方、禁裏御用絵師(絵所直)としては「土佐派」や「住吉派」が「大和絵」の系脈を保ちしっかりと御用をつとめていました。

江戸時代後期の18世紀になると、「狩野派」の絵に対する不満が高まり、中国明清時代の版本画が流入してきたことにより、「南宗画」が広く伝わりました。その受容期の画家たちの活動を経て、文人たちも好み、庶民にもわかりやすいものとして「南宗画」を日本風に大成した人物が上方の池大雅と与謝蘭村でした。それはやがて江戸へも伝わり、すでに流行していた狩野派以外の様々な流派と共に大いにもはやされ、江戸の絵画をより豊かなものにししました。その「南宗画」が後に「南画」と呼称されるようになり、「南画」は日本絵画の一つのジャンルとして展開していきます。しかし明治時代になると、今までの日本の絵画規範は中国から西洋へと大きな転換を強いられることになりました。「南画」界は「日本美術院」など新しい「日本画」創造を目指す「新派」に対抗し、伝統的絵画を維持する「旧派」の中心として明治・大正・昭和という各時代に合わせた「新しい南画」への模索を続けました。



高久藤庄《西園墨景図》1822(文政5)年 紙本着色・六曲一双 那須野が原博物館



田崎草雲《蓬萊仙宮図》1874(明治7)年頃 紙本着色 草雲美術館



谷文晁《赤松園》1826(文政9)年 紙本着色 栃木県立美術館



小室翠雲《雨後晴嵐》1921(大正10)年 紙本着色 栃木県立美術館



王 鉄古《樵虎書屋図》1890(明治23)年 紙本着色

### 栃木における南画の潮流 —文晁から魯牛まで—



田崎草雲《松島閑寂風》1861(文久元)年頃 紙本着色・六曲一双 栃木県立博物館



石川東鑑《子牛》1931(昭和6)年 紙本着色・六曲一双 栃木県立美術館



牧島如鴨《蓬萊山(小名浜風景)》1948(昭和23)年 紙本着色・六曲一双 足利市立美術館

お知らせ:会期中、作品保護のための展示替えを実施します。詳細についてはHPにてご確認ください。お問い合わせください。

【企画展関連イベント】  
※当日の企画展観覧券が必要です。  
※新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止のため、予定を変更する場合がありますので詳細については直接お問い合わせください。

【関連企画】  
★レクチャー&ギャラリートーク  
担当学芸員により展覧会概要について説明後、ギャラリートークをおこないます。

日時:①2021年1月30日(土)午後2時~3時30分  
②2021年2月20日(土)午後2時~3時30分  
③2021年3月13日(土)午後2時~3時30分  
会場:集会所・企画展示室  
担当:当館 橋本技幹 兼学芸課長  
定員:30名(事前電話予約・先着順)

【同時開催】  
コレクション展Ⅳ「鈴木賢二、ふたたび」  
2021年1月16日(土)~3月21日(日)

【宇都宮美術館のご案内】  
「ジュルジュ・ピゴール展」  
第13回宇都宮エスペール賞「伊藤達平展」  
2021年2月7日(日)~5月16日(日)(予定)  
宇都宮市長岡町1077 Tel.028-643-0100



【交通案内】  
○電車・バス  
・JR東京駅から東北新幹線にて約50分  
・JR宇都宮駅(西口6番・7番バス乗場)、東武宇都宮駅から「関東バス作新学院-駒生行き」にて「報通十文字」バス停下車 徒歩5分  
○自家用車  
・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分  
・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分

栃木県立美術館  
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7  
Tel.028-621-3566  
http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、令和3年2月10日現在、正会員196社・賛助会員24社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】 －許可証の変更等について－

当協会では、協会員の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡ください。

- 氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL又はFAX番号の変更も含む）
- 廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

－編集後記－

立春の前の日の節分は、2月3日とばかり思っておりましたが、今年は2月2日が節分でした。これは、1897（明治30）年以來124年ぶりだそうです。ところで、どのように節分（立春）が決められるのでしょうか？立春や夏至、冬至といった暦（こよみ）の二十四節気は、太陽と地球の位置関係で決まります。例えば、春分は太陽が真東から昇（のぼ）る日であり、こうした暦は国立天文台が決めており、毎年2月に官報で翌年の分を発表しています。では、どうしてもずれるのでしょうか？地球が太陽を1周する時間は365日ぴったりではなく、6時間弱長いそうです。そのため、毎年少しずつ地球の位置がずれていき、立春も2月4日になったり3日になったりするそうです。

年始早々に緊急事態宣言が11都府県に発出され、自粛の毎日が続きましたが、本県のみ解除され10都府県は継続されました。本県では、新規感染者が一桁の日もあり、医療関係の指標を除けば、ステージ3もクリアできる状態にまで戻りました。

改正コロナ特別措置法も成立されましたが、法の力を借りずに早くコロナが治まる日が来るといいですね。

－事務局だより－



☆ 1月14日（木）

公益社団法人全国産業資源循環連合会 理事会がZoom（Web会議）において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 1月27日（水）～28日（木）

（更新）収集運搬課程、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会が、宇都宮市のコンセーレにおいて開催され、中指事務局次長と藤平主査が運営にあたりました。

☆ 2月5日（金）

公益社団法人全国産業資源循環連合会 全国正会員事務局責任者会議がZoom（Web会議）において開催され、湯澤常務理事が出席しました。